

西区公告第127号

公示送達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法
施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定
により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受ける
べき者に交付する。

令和8年8月3日

横浜市西区長 本多 由紀子



送達を受けるべき 者の氏名又は名称	別紙のとおり
送達する書類	令和8年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書 （賦課年度：令和8年度）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経 過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年8月3日

固定資産税・都市計画税

- ・ 地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

[illegible]